

# 補装具必要書類一覧

令和4年10月15日

障害部位	介護保険優先	種 目	名 称	基本構造	耐用年数	基準額	判定依頼	関係書類			状況調査表	備 考
								申請書	意見書	処方箋		
肢体不自由		殻構造義手	肩義手	装飾用	4	-	○	○	○	○	-	【義手は上肢に欠損又は切断の記載があること】 【義足は下肢に欠損又は切断の記載があること】 ・異なる形式の義肢は、必要に応じて同時に2個の申請が可能。 ・同じ形式の義肢を2個申請することは出来ないが、再交付と修理を同時に行うことは可能。 ・義足により実用的な歩行が可能であれば、車椅子の支給は認められない。しかし、生活上又は職業上真に必要なであれば併給可能。
				作業用	3							
				能動式	4							
			上腕義手	装飾用	4							
				作業用	3							
				能動式	3							
			肘義手		3							
			前腕義手		3							
			手義手		3							
			手部義手	装飾用	1							
				作業用	2							
			手指義手	装飾用	1							
				作業用	2							
				殻構造義足	股義足							
	吸着式	3										
	大腿義足	作業用			5							
		常用			3							
	膝義足	常用			3							
		作業用			3							
	下腿義足				2							
	果義足				2							
	足根中足義足	鋼板入り 足袋型	1									
	足指義足		1									
			骨格構造義手・義足			-	-	○	○	-	-	【外装のみの修理以外は来所判定】 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ※骨格構造義肢の来所判定が必要な修理 ★申請は申請書と同意書 ★判定依頼は判定依頼書と身体障害者手帳所持証明書
		下肢装具	股装具	金属枠	3	-	○	○	○	○	-	【身体障害者手帳に上肢、下肢、体幹いずれかの記載があること】 ※児童のみ ・先天性股脱装具 ・内反足装具(外反足装具も準ずる) ・障害の状況や職業上の理由等で特に必要な場合は、2個給付することが出来る(屋外用と屋内用、夏用と冬用など)
				硬性	2							
			軟性	2								
			長下肢装具	両側支柱	3							
				硬性	2							
			膝装具	スウェーデン式	2							
軟性				2								
短下肢装具			両側支柱	3								
			片側支柱									
			S型支柱									
			鋼線支柱									
			板ばね									
			硬性(支柱付き)									
硬性(支柱なし)			1.5									
軟性	2											
ツイスター	軟性	2										
	鋼索	3										
足底装具		1.5										
		靴型装具			1.5	-	○	○	○	○	-	
	体幹装具	頸椎装具	金属枠	3	-	○	○	○	○	-		
			硬性	2								
		カー	2									
		胸椎装具	金属枠	3								
			硬性	2								
		軟性	1.5									
		腰椎装具	金属枠	3								
			硬性	2								
		軟性	1.5									
		仙腸装具	金属枠	3								
			硬性	2								
			軟性	1.5								
		側彎矯正装具	骨盤帯	2								
			ミルウォーキー型	2								
	金属枠	1										
	硬性											
軟性	1											
	上肢装具	肩装具	金属枠	3	-	○	○	○	○	-		
			硬性	3								
		肘装具	金属枠	3								
			軟性	2								
		手背屈装具	長対立装具	3								
			短対立装具									
			把持装具									
			MP屈曲補助装具(ナックルベンダー)									
			MP伸展補助装具(逆ナックルベンダー)									
			指装具									
B.F.O.(食事動作補助器)												
		座位保持装置			3	-	○	○	○	○	【下肢又は体幹機能障害の記載があること】	

※ 注意事項

- 1 再交付申請は、過去に給付されたものと同じ型であれば申請書と同意書のみで良いが、違う型を望む場合は新規申請と同様である。但し、児の再交付、電動車椅子、骨格構造義肢の再交付は新規申請と同様の書類が必要。
- 2 制度の優先順位：①労災→②介護保険→③福祉
- 3 医療保険適用除外。初めての装具や義肢は、医療用(治療用)装具や訓練用義肢が原則であり、留意を要する。
- 4 支給した補装具が9か月以内に通常の使用状態で破損した場合は、業者の責任において改善を行う(一度修理した部位が3か月で破損した場合も同様)。
- 5 自費購入等により使用している補装具であっても、対象要件に合致すれば修理可能。但し、介護保険等の貸与物品に関しては対象外。

# 補装具必要書類一覧

令和4年10月15日

障害部位	介護保険優先	種 目	名 称	基本構造	耐用年数	基準額	判定依頼	関係書類			状況調査表	備 考	
								申請書	意見書	処方箋			
視覚障害	視覚障害者安全つえ (白杖)	普通型	グラスファイバー	2	3,550	×	○	×	×	×	×	・夜光材付410円増 ・全面夜光材付1,200円増 ・ゴムグリップ付660円増  ※普通型、携帯用のそれぞれ給付可能	
			木材	2	1,650								
		軽金属	5	2,200									
		携帯用	グラスファイバー	2	4,400								
			木材	2	3,700								
	義眼	レディメイド	オーダーメイド	2	17,000								
			オーダーメイド	2	82,500								
		眼鏡	矯正用	6D未満	4								17,600
			○視力障害 ×視野障害	6D以上10D未満	4								20,200
				10D以上20D未満	4								24,000
20D以上	4	24,000											
遮光用	前掛式	4	21,500										
コンタクトレンズ	掛けめがね式	4	30,000										
聴覚障害	補聴器	高度難聴用ポケット型	5	41,600									
		重度難聴用ポケット型	5	55,800									
		高度難聴用耳掛け型	5	43,900									
		重度難聴用耳掛け型	5	67,300									
		耳あな型(レディメイド)	5	87,000									
		耳あな型(オーダーメイド)	5	137,000									
		骨導式ポケット型	5	70,100									
		骨導式眼鏡型	5	120,000									
	人工内耳		×	30,000									
	☆	車椅子	普通型	6	100,000								
リクライニング式普通型			6	120,000									
テイルト式普通型			6	148,000									
リクライニング・テイルト式普通型			6	173,000									
手動リフト式普通型			6	232,000									
前方大車輪型			6	100,000									
リクライニング式前方大車輪型			6	120,000									
片手駆動型			6	117,000									
リクライニング式片手駆動型			6	133,600									
レバー駆動型			6	160,500									
☆	電動車椅子	普通型(4.5km/h)	6	314,000									
		普通型(6km/h)	6	329,000									
		簡易型 A 切替式	6	157,500									
		簡易型 B アシスト式	6	212,500									
		リクライニング式普通型	6	343,500									
		電動リクライニング式普通型	6	444,400									
		電動リフト式普通型	6	725,100									
		電動テイルト式普通型	6	582,600									
		電動リクライニング・テイルト式普通型	6	1,016,100									
		☆	歩行器	六輪型	5	63,100							
四輪型(腰掛つき)	5			39,600									
四輪型(腰掛なし)	5			39,600									
三輪型	5			34,000									
二輪型	5			27,000									
固定型	5			22,000									
交互型	5			30,000									
☆	歩行補助つえ			松葉つえ	木材 A 普通型	2	3,300						
					木材 B 伸縮型	2	3,300						
					軽金属 A 普通型	4	4,000						
		軽金属 B 伸縮型	4		4,500								
		カナディアン・クラッチ	ロフストランド・クラッチ	4	8,700								
			多脚つえ	4	8,700								
			プラットホーム杖	4	6,600								
				4	24,000								
			座位保持椅子	3	24,300								
			起立保持具	3	27,400								
頭部保持具	3	7,100											
排便補助具	2	10,000											
重度障害者用 意思伝達装置	文字等 走査入力方式	基本型	5	143,000									
		簡易な環境制御機能が付加	5	191,000									
		高度な環境制御機能が付加	5	450,000									
		通信機能が付加	5	450,000									
	生体現像方式		450,000										

- 病 → 病院の処方箋
- 聴 → 聴覚用の意見書
- 補 → 補聴器状況調査票
- 車 → 車椅子状況調査票
- 電 → 電動車椅子状況調査票

★介護優先 65歳以上または40歳以上で16の特定疾病に該当する方からの申請  
 介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合は介護保険でのレンタル優先  
 介護保険の申請をしていない場合は、先に申請してもらい、介護保険で対応できない場合は補装具  
 介護保険のレンタルは既製品のみなのでオーダーメイドの場合は補装具  
 ★難病 身体障害者手帳を所持しない難病の方からの申請  
 難病患者と判断するため、「医師の診断書(原本)」または保健所健康管理課発行の「特定疾病医療受給者証(写)」が必要